

共同住宅用消防計画作成例(追加版)

作成にあたって

1 作成例使用方法

- 本作成例は、東日本大震災に伴い改正された事業所防災計画の告示（帰宅困難者対策の追加）の内容が盛り込まれた『追加版』となっています。
- 作成済みの消防計画（事業所防災計画）に追加し、使用してください。
- 消防計画が未作成の事業所は、本作成例は用いず、事業所の規模に合わせ、別に定める消防計画作成例を使用してください。

2 作成要領

- 作成にあたっては、左ページの「作成例」をもとに、右ページの「作成上の留意事項」をよく読み、事業所の実態に合わせ必要な修正を行い、実行性のある計画を作成してください。

3 消防署へ届け出

- 作成した消防計画（追加版）は、「消防計画（変更）届出書」に添付し、管轄の消防署へ届け出てください。

共同住宅用事業所防災計画（帰宅困難者対策）作成例

【東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正（平成 24 年 3 月告示第 5 号）】

平成 24 年 10 月 1 日施行

1 震災に備えての事前計画
1 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること (家族との安否確認手段の周知) (1) 管理権原者は、通話の輻輳や停電による電話の不通を想定した安否確認手段として、 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話用災害用伝言版 があることを居住者に周知する。
2 震災時の活動計画
1 家族等との安否確認の実施に関すること (家族との安否確認) (1) 居住者は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、外出中の家族と安否確認を実施する。
2 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること (むやみな移動の抑制の徹底) (1) 防火管理者は、震災時に、「むやみに移動を開始しない」ことを居住者等に徹底する。 (施設の安全点検) (2) 管理権原者 は、地震後に施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。 施設チェック項目・・・別表のとおり (消防用設備等損壊時の代替措置) (3) 管理権原者 は、管理する施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。 <input type="radio"/> 消火器の設置位置の周知 <input type="radio"/> 複数の避難経路の確認 <input type="radio"/> _____ (情報収集手段及び提供方法の確保) (4) 管理権原者は、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、居住者へ提供するため、あらかじめ停電時を考慮した情報収集手段及び提供方法を定めておく。 情報収集手段・・・ ラジオ ， 携帯電話ワンセグ機能 ， 携帯型端末機器 情報提供方法・・・ 掲示板（紙） ， 拡声器を用いたアナウンス ， ラジオ放送の拡声 非常用電源・・・ 発電機 ， 蓄電池設備 ， 携帯電話用電池

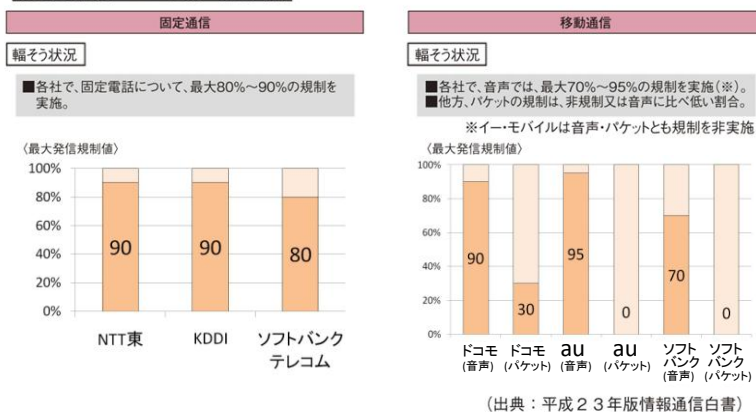
○作成上の留意事項○

1 震災に備えての事前計画

1 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること(改正告示1項1号シ)

- 管理権原者は、居住者が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要があります。
- 東日本大震災では、下図のように大幅に通話規制が行われたため、固定電話、携帯電話がつながりにくくなりました。
- 家族等との安否確認については、通信規制が比較的緩やかな携帯電話の packet 通信や災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル(171)、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等の複数の確認手段をあらかじめ定めておきます。

東日本大震災における通信の輻そう状況

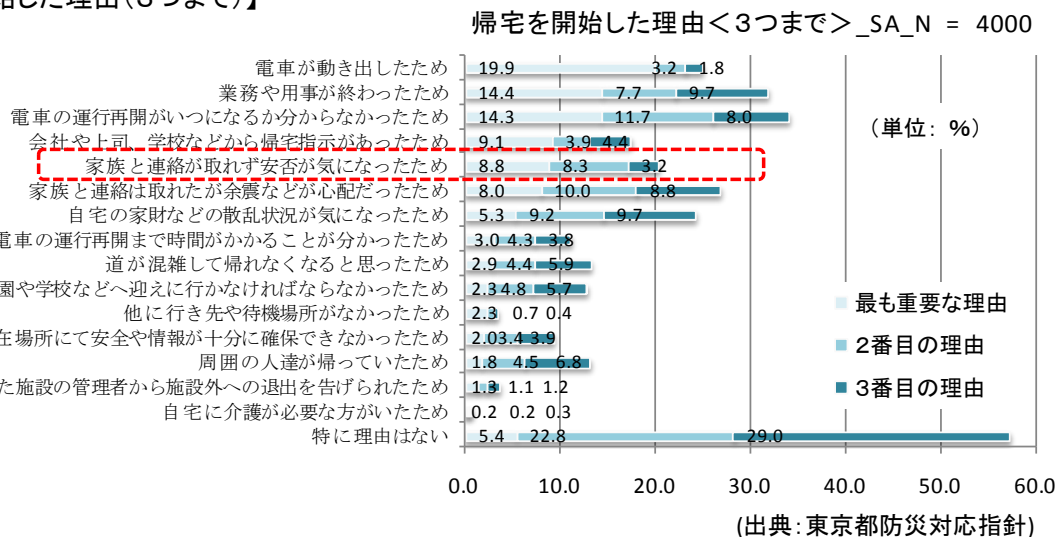


SNS とは？

特定のインターネット交流サイト (Facebook, mixi, Twitter など) へ登録すると、個人ページを取得でき、許可・申請した友人のページに情報発信したり、他人のページを閲覧したりすることが可能となります。

- 東日本大震災では、外出中の人が帰宅行動を開始した理由として、「家族と連絡が取れず、安否が気になったため」と回答した人が多く見られました。

【帰宅を開始した理由(3つまで)】



2 震災時の活動計画

1 家族等との安否確認の実施に関すること(改正告示1項2号ケ)

- 震災後は、むやみな行動を避けるために事前に定めた安否確認手段を用いて、迅速かつ効率的に安否確認を行います。

2 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること(改正告示1項2号コ)

- 管理権原者は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、事前に作成した被害状況を確認するチェックリストにより点検を行います。
- 建物全体の管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェックリストを点検します。
- 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、居住者を避難場所へ誘導します。

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体			
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		傾いているように感じる。	
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。	
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	
施設内部（居室・通路等）			
1	床	傾いている、または陥没している。	立入禁止 要注意/要修理
		フロア等、床材に損傷が見られる。	
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。	立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。	要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。	要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。	
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。	要注意/要修理
7	什器等	照明器具・吊り器具のズレが見られる。	要注意/要修理
		什器（家具）等が転倒している。 書類等が散乱している。	
設備等			
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）	代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。	
		空調が停止している。	
2	エレベータ	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。	要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者または消防機関に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。	
3	上水道	停止している。	代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。	使用中止 /代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。	立入禁止 /要復旧 要復旧
		停止している。	
6	通信・電話	停止している。	代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している	代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ			
1	防火シャッター	閉鎖している。	要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。	要復旧 →復旧できない場合、 立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により 立入禁止 ）